

(参考)

中医協 総一2-2
17.8.31

告示番号 064

【1. 特定保険医療材料の定義について】(平成16年3月5日 保医発第0305007号)

告示番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 略称・償還価格
064 脊椎固定用材料 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「骨接合用品」であること。 ② 脊椎側彎症の矯正等、脊椎の固定を目的として使用する材料であること。	① 脊椎ロッド 次のいずれにも該当すること。 ア 脊椎を一定の形状に固定保持することを目的に使用するロッドであること。 イ 脊椎ロッド以外の脊椎固定用材料と組み合わせて使用するものであること。 ② 脊椎プレート(S) 次のいずれにも該当すること。 ア 主として、頸椎を固定保持することを目的に使用するプレートであること。 イ 脊椎スクリューと併用するものであること。 ③ 脊椎プレート(L) 次のいずれにも該当すること。 ア 主として、胸腰椎を固定保持することを目的に使用するプレートであること。 イ 脊椎スクリューと併用するものであること。 ④ 椎体フック 脊椎ロッドを挿入、又は単独で脊椎に掛けることを目的に使用するフックであること。	B00206401 固定用内副子 ・FM 58,500円 B00206402 固定用内副子 ・FO-S 45,000円 B00206403 固定用内副子 ・FO-L 181,000円 B00206404 固定用内副子 ・FP 84,400円
—機能区分の考え方— 構造、使用部位により、脊椎ロッド(1区分)、脊椎プレート(2区分)、椎体フック(1区分)、脊椎スクリュー(2区分)、脊椎コネクター(1区分)、トランスバース固定器(1区分)、椎体ステークル(1区分)及び椎体ワッシャー(1区分)の合計10区分に区分する。	⑤ 脊椎スクリュー(固定型) 次のいずれにも該当すること。 ア 脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクターを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであること。 イ スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していないこと。 ⑥ 脊椎スクリュー(可動型) 次のいずれにも該当すること。 ア 脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクターを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであること。 イ スクリュー本体に可動・可変部の機能を有していること。	B00206405 固定用内副子 ・FQ-F 95,200円 B00206406 固定用内副子 ・FQ-V 122,000円
⑦ 脊椎コネクター 複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと椎体フック又は脊椎スクリューを連結することを目的に使用するコネクターであること。		B00206407 固定用内副子 ・FS 49,600円
⑧ トランスバース固定器 複数の脊椎ロッド、複数の脊椎プレート又は複数の脊椎スクリューをそれぞれ並列に連結し固定するものであること。		B00206408 固定用内副子 ・FT 82,100円
⑨ 椎体ステークル 脊椎を固定することを目的に、その先端を椎体に刺入する棘状の形状を有するもの。		B00206409 固定用内副子 ・FU 51,400円
⑩ 椎体ワッシャー 次のいずれにも該当すること。 ア 脊椎スクリューと併用される脊椎固定用専用の材料であること。 イ 中央部に孔を有し脊椎スクリューと併用されるものであること。		B00206410 固定用内副子 ・F3-a 15,500円

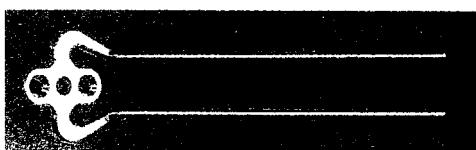
【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】（平成16年3月5日 保医発第0305004号）

(40) 脊椎固定用材料

- ア U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。
また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。
- イ 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。
- ウ 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。
- エ トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。
- オ U字型プレート(後頭骨を支持する機能を有するものに限る。)は、脊椎プレート(S)2枚を組み合わせたものとして算定できる。

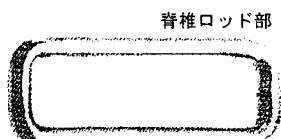
上記【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】の実例

ア U字型脊椎ロッド例



トランスバース固定器部

ア レクタングル型脊椎ロッド例

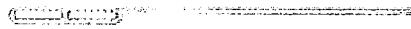


脊椎ロッド部

イ 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものの例

ウ 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものの例

脊椎プレート部



脊椎ロッド部

脊椎ロッド部

椎体フック部



エ トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものの例

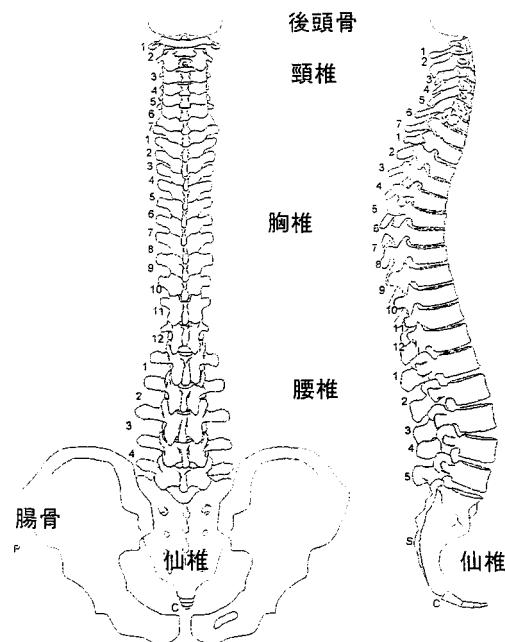
椎体フック部



トランスバース固定器部

【3. 分野名・定義の解説】

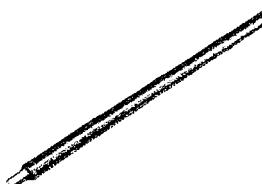
- 本分類は、使用される材料をその使用目的(構造・機能)や、その主たる使用部位を勘案して区分された。
- 後記「5. 一般的適応疾患等」の症例や、固定する範囲(下図)により1個～数十個の材料が組み合わされて使用されることとなる。



【4. 機能区分名・定義の解説】

①脊椎ロッド

脊椎を一定の形状に固定保持することを目的に使用するロッドであり、脊椎ロッド以外の脊椎固定用材料(椎体フック、脊椎スクリュー、脊椎コネクター等)と組み合わせて使用するものである。



脊椎ロッド例



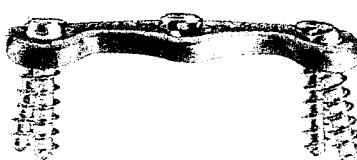
椎体フックとの併用例

②脊椎プレート(S)

主として、頸椎を固定保持することを目的に使用するプレートであり、脊椎スクリューと併用して使用するものである。



脊椎プレート(S)例



脊椎スクリューとの併用例



脊椎プレート(S)例



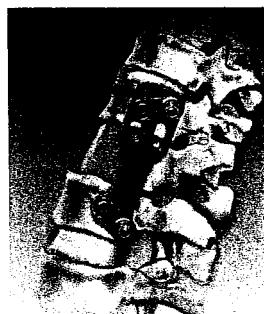
頸椎への適用例

③脊椎プレート(L)

主として、胸腰椎を固定保持することを目的に使用するプレートであり、脊椎スクリューと併用して使用するものである。



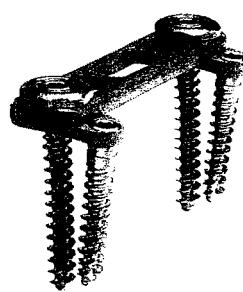
脊椎プレート(L)例



胸腰椎への適用例



脊椎プレート(L)例



脊椎スクリューとの併用例

④椎体フック

脊椎ロッドを挿入、又は単独で脊椎に掛けることを目的に使用するフックである。



椎体フック例



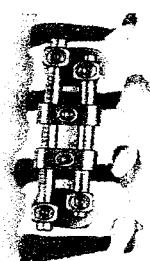
脊椎ロッドとの併用例

⑤脊椎スクリュー(固定型)

脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクターを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであり、スクリュー本体に可動・可変部を有していないものである。



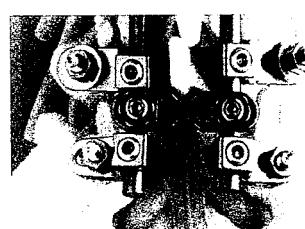
脊椎スクリュー
(固定型)例



脊椎スクリュー(固定型)
適用例



脊椎スクリュー
(固定型)例



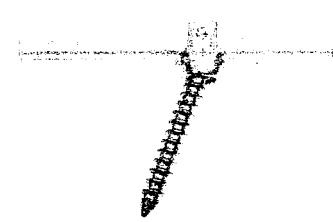
脊椎スクリュー(固定型)
適用例

⑥脊椎スクリュー(可動型)

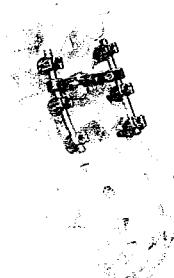
脊椎ロッド、脊椎プレート又は脊椎コネクターを脊椎に固定することを目的に使用するスクリューであり、スクリュー本体に可動・可変部を有しているものである。



脊椎スクリュー
(可動型)例



脊椎スクリュー(可動型)
併用例



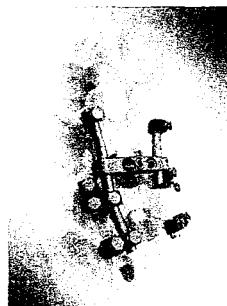
脊椎スクリュー(可動型)
適用例

⑦脊椎コネクター

複数の脊椎ロッドを直線上に連結すること又は脊椎ロッドと椎体フック又は脊椎スクリューを連結することを目的に使用するコネクターである。



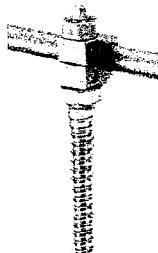
脊椎コネクター例



腰椎への適用例



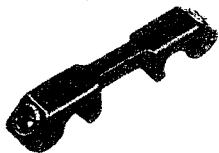
脊椎コネクター例



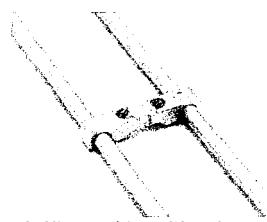
脊椎スクリューとの併用例

⑧トランスバース固定器

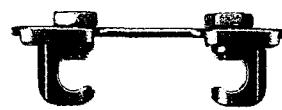
複数の脊椎ロッド、複数の脊椎プレート又は複数の脊椎スクリューをそれぞれ並列に連結し固定するものである。



トランスバース固定器例



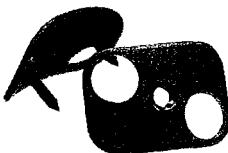
脊椎ロッドとの併用例



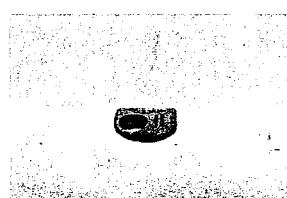
トランスバース固定器例

⑨椎体ステープル

脊椎を固定することを目的に、その先端を椎体に刺入する棘状の形状を有するものである。



椎体ステープル例



脊椎への適用例



椎体ステープル例

⑩椎体ワッシャー

脊椎スクリューと併用される脊椎固定用専用の材料であり、中央部に孔を有し脊椎スクリューと併用されるものである。



椎体ワッシャー例

【5. 一般的適応疾患等】

- ・ 脊柱変形(脊柱の弯曲異常で、側弯や前後弯等がある)…図1は側弯症
- ・ 変性椎間板症(椎間板の変性したもので、椎間板ヘルニアが代表例)…図2
- ・ 脊椎骨折(椎体の骨折)…図3は椎体圧迫骨折
- ・ 脊柱管狭窄症(脊柱管内が狭くなり、神経根等が圧迫されているもの)
- ・ 脊椎すべり症(上位の椎体が下位椎体より前方に転位した状態)…図4
- ・ 脊椎腫瘍(脊柱に発生・転移した腫瘍)等



図1

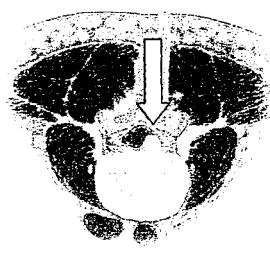


図2

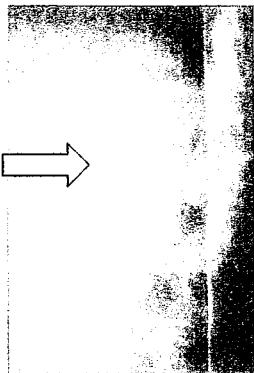


図3



図4

(『特定保険医療材料ガイドブック 2004年版』 編集 日本医療器材工業会 より)